

省 令

○大蔵省、厚生省、令第三号

農林水産省、通商産業省、令第三号
経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)
その他の中央省庁等改革関係法律の施行に伴い、
並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促
進等に関する法律(平成七年法律第百一十二号)第
三十条第二項及び第四十条第二項の規定を実施す
るため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の
促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省
令を次のように定める。
平成十二年九月十九日

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 津島 雄一
農林水産大臣 谷 洋一
通商産業大臣 平沼 起夫
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促
進等に関する法律施行規則の一部を改正す
る省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等
に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚
生省、令第一号)の一部を次のように改正す
る。
農林水産省、通
商産業省、令第一号)の一部を次のように改正す
る。
様式第三及び様式第四中「大蔵大臣、厚生大臣」
を「財務大臣、農林水産大臣」に、又は通商産業
大臣」を「経済産業大臣又は環境大臣」に改め
る。

附 則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
○大蔵省、厚生省、令第五号
農林水産省、通商産業省、令第五号
経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)
及び環境省設置法(平成十一年法律第百一十号)の
施行に伴い、並びに工場立地法(昭和三十四年法
律第二十四号)の規定に基づき、工場立地法施行
規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年九月十九日

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 津島 雄一
農林水産大臣 谷 洋一
通商産業大臣 平沼 起夫
運輸大臣 森田 一

工場立地法施行規則の一部を改正する省令
工場立地法施行規則(昭和四十九年農林省、厚
生省、令第一号)の一部を次のように改正す
る。
大蔵省、厚
生省、通
商産業省、令第一号)の一部を次のように改正す
る。
本則(第一條を除く)中「省令」を「主務省令」
に、通商産業大臣」を「経済産業大臣及び環境大
臣」に改める。

附 則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
○大蔵省、厚生省、令第六号
農林水産省、通商産業省、令第六号
経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)
及び環境省設置法(平成十一年法律第百一十号)の
施行に伴い、並びに特定工場における公害防止組
織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七
号)の規定に基づき、特定工場における公害防止
組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正す
る省令を次のように定める。
平成十二年九月十九日

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 津島 雄一
農林水産大臣 谷 洋一
通商産業大臣 平沼 起夫
運輸大臣 森田 一
特定工場における公害防止組織の整備に関
する法律施行規則の一部を改正する省令
特定工場における公害防止組織の整備に関する
法律施行規則(昭和四十六年農林省、通商産業省、
令第三号)の一部を次のように改正する。
本則中「省令で定める」を「主務省令で定める」
に、通商産業大臣」を「経済産業大臣及び環境大
臣」に、通商産業省」を「経済産業省及び環境省」
に、通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。
様式第四中「通商産業大臣」を「経済産業大臣
及び環境大臣」に改める。
様式第五中「通商産業大臣」を「環境大
臣」に改める。

様式第六中「通商産業大臣」を「環境大臣」
に改める。
○厚生省、農林水産省、令第一号
通商産業省、運輸省、令第一号
経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)
その他の中央省庁等改革関係法律の施行に伴い、
及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関す
る臨時措置法(平成四年法律第二十二号)第二條
第六項の規定に基づき、輸入の促進及び対内投資
事業の円滑化に関する臨時措置法第二條第六項の
特定対内投資事業に関する省令の一部を改正す
る省令を次のように定める。
平成十二年九月十九日

附 則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
○厚生省、農林水産省、令第一号
通商産業省、運輸省、令第一号
経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)
その他の中央省庁等改革関係法律の施行に伴い、
及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関す
る臨時措置法(平成四年法律第二十二号)第二條
第六項の規定に基づき、輸入の促進及び対内投資
事業の円滑化に関する臨時措置法第二條第六項の
特定対内投資事業に関する省令の一部を改正す
る省令を次のように定める。
平成十二年九月十九日

厚生大臣 津島 雄一
農林水産大臣 谷 洋一
通商産業大臣 平沼 起夫
運輸大臣 森田 一
輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関
する臨時措置法第二條第六項の特定対内投資
資事業に関する省令の一部を改正する省
令
輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関す
る臨時措置法第二條第六項の特定対内投資資事業
に関する省令(平成四年通商産業省、運輸省、
令第一号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業
大臣」に、厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、運
輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
○通商産業省令第百五十五号
経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)
の施行に伴い、及び小規模企業者等設備導入資金
助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の規定に
基づき、小規模企業者等設備導入資金助成法施行
規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年九月十九日

通商産業大臣 平沼 起夫

小規模企業者等設備導入資金助成法施行規
則の一部を改正する省令
小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則
(昭和四十一年通商産業省令第七十四号)の一部
を次のように改正する。
本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に
改める。

附 則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
○通商産業省令第百五十六号
経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)
の施行に伴い、及び中小企業団体の組織に関する
法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の規定に
基づき、中小企業団体の組織に関する法律第百一
條の二第三項ただし書の規定に基づく省令の一部
を改正する省令を次のように定める。
平成十二年九月十九日

通商産業大臣 平沼 起夫
中小企業団体の組織に関する法律第百一
條の二第三項ただし書の規定に基づく省令の
一部を改正する省令
中小企業団体の組織に関する法律第百一
條の二第三項ただし書の規定に基づく省令(昭和六十
年通商産業省令第二十六号)の一部を次のように改
正する。
本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に
改める。

附 則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
○通商産業省令第百五十七号
経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)
の施行に伴い、並びに中小企業投資育成株式会社
法(昭和三十八年法律第百一十号)の規定に基づき、
及び同法を実施するため、中小企業投資育成株式
会社業務処理規則の一部を改正する省令を次のよ
うに定める。
平成十二年九月十九日

通商産業大臣 平沼 起夫
中小企業投資育成株式会社業務処理規則の
一部を改正する省令
中小企業投資育成株式会社業務処理規則(昭和
三十八年通商産業省令第百四十三号)の一部を次
のように改正する。